

吸収分割に係る事前開示書面  
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2021年1月14日  
アイ・ケイ・ケイ株式会社

## 会社分割に係る事前開示書類

当社は、アイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社(以下、「アイ・ケイ・ケイ分割準備会社」という)との間で、2020年12月14日付でアイ・ケイ・ケイ分割準備会社を承継会社、当社を分割会社とする吸収分割契約を締結いたしました。よって、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の定めに従い、下記のとおり吸収分割契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

### 1. 吸収分割契約

別添資料①のとおり、2020年12月14日付で、吸収分割契約書を締結いたしました。

### 2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性

#### (1) 交付する株式数に関する事項

本件分割に際して、アイ・ケイ・ケイ分割準備会社は新たに普通株式2,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

アイ・ケイ・ケイ分割準備会社は当社の100%子会社であり、本件分割に際してアイ・ケイ・ケイ分割準備会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、アイ・ケイ・ケイ分割準備会社が発行する株式数については、両社で協議の上、決定しており、相当であると判断いたしました。

#### (2) 資本金及び準備金の額に関する事項

本件分割により増加するアイ・ケイ・ケイ分割準備会社の資本金の額は、以下の通りです。本件分割後の事業内容及び当社から承継する権利義務に照らして相当な額であると判断いたしました。

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| ① 資本金      | 0百万円                   |
| ② 資本準備金    | 0百万円                   |
| ③ その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から前各号の額を減じて得た額 |

### 3. 会社法第758条第8号に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性

該当事項はありません。

5. 承継会社に関する事項

アイ・ケイ・ケイ分割準備会社の会社設立の日における貸借対照表は別添資料②のとおりです。なお、設立日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 分割会社に関する事項

当社において、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

7. 吸収分割の効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

2020年10月31日現在の当社及び2020年11月6日現在のアイ・ケイ・ケイ分割準備会社の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりです。

(百万円)

|                | 資産の額   | 負債の額  | 純資産の額 |
|----------------|--------|-------|-------|
| 当社             | 17,617 | 9,625 | 7,992 |
| アイ・ケイ・ケイ分割準備会社 | 100    | —     | 100   |

いずれの会社についても、資産の額が負債の額を上回っています。また、会社分割の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておられません。

さらに、本件分割後の当社及びアイ・ケイ・ケイ分割準備会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼす事態は現在のところ予測されておられません。よって、本件分割後における当社及びアイ・ケイ・ケイ分割準備会社の債務について履行の見込みがあると判断しております。

2021年1月14日

佐賀県伊万里市新天町 722 番地 5  
アイ・ケイ・ケイ株式会社  
代表取締役社長 村田裕紀



福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目 6 番 5 号  
アイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社  
代表取締役社長 村田裕紀



## 別添資料①

### 吸収分割契約書

アイ・ケイ・ケイ株式会社（以下、「甲」という。）とアイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲の事業のうち、婚礼事業（以下、「本件事業」という。）に関して甲が所有する権利義務等を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という）に関し、次のとおり分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

（甲） 吸収分割会社

商号：アイ・ケイ・ケイ株式会社

住所：佐賀県伊万里市新天町 722 番地 5

（乙） 吸収分割承継会社

商号：アイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社

住所：福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目 6 番 5 号

#### 第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重疊的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

#### 第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式 2,000 株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

#### 第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

ただし、本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 0千円
- (2) 資本準備金 0千円
- (3) 資本剰余金の額 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額
- (4) 利益準備金 0千円
- (5) その他利益剰余金 0千円

#### 第5条（効力発生日）

効力発生日は、2021年5月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

#### 第6条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

#### 第7条（商号変更）

本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、甲は、アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社に、乙は、アイ・ケイ・ケイ株式会社に、それぞれ商号変更するものとする。

#### 第8条（競業避止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わない。

#### 第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。



第 10 条 (本契約の条件変更及び解除)

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条 (その他)

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2020 年 12 月 14 日

(甲)

佐賀県伊万里市新天町 722 番地 5

アイ・ケイ・ケイ株式会社

代表取締役社長 村田 裕紀



(乙)

福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目 6 番 5 号

アイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社

代表取締役社長 村田 裕紀





別紙 承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2020年10月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

本件分割の効力発生日における本件事業に係る以下の資産

現金及び預金、売掛金、商品、原材料、貯蔵品、前渡金、前払金、前払費用、未収入金、立替金、貸倒引当金

(2) 固定資産

本件分割の効力発生日における本件事業に係る以下の資産

機械装置、車両運搬具、工具器具備品、一括償却資産、ソフトウェア、保証金、敷金、長期前払費用、長期未収入金、破産更生債権等、預託金、貸倒引当金

2. 承継する負債

本件事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

本件分割の効力発生日における本件事業に係る以下の負債

買掛金、未払金、前受金、賞与引当金

(2) 固定負債

本件分割の効力発生日における本件事業に係る以下の負債

長期預り金、退職給付引当金、ポイント引当金

3. 承継する雇用契約等

本件分割の効力発生日において本対象事業に属する従業員（嘱託社員、契約社員、パート社員、アルバイト等を含む。）との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（労使協定及び労働協約を含むがこれに限られない）。





#### 4. 承継するその他の権利義務等

##### (1) 雇用契約以外の契約

本対象事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、派遣契約、保守契約、その他本対象事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、本件分割によって甲から乙への承継が法令上認められないもの、上記の各契約上の規程等に基づき本件分割によって甲から乙への移転ができないもの、当該契約上の地位等の移転につき許認可等の再取得が必要となるもののうち本件分割の効力発生日までにその再取得等の必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

##### (2) 知的財産

本対象事業に関わる一切の商標権、その他知的財産権に関わる全ての権利

##### (3) 許認可等

本対象事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

以上





別添資料②

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

<会社設立時貸借対照表>

2020年11月6日

アイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社

(単位：百万円)

| 科目     | 金額  | 科目       | 金額  |
|--------|-----|----------|-----|
| (資産の部) |     | (負債の部)   |     |
| 流動資産   | 100 | 流動負債     | —   |
| 現預金    | 100 | 固定負債     | —   |
| 固定資産   | —   | 負債合計     | —   |
|        |     | (純資産の部)  |     |
|        |     | 株主資本     | 100 |
|        |     | 資本金      | 50  |
|        |     | 資本準備金    | 50  |
|        |     | 利益準備金    | —   |
|        |     | 純資産合計    | 100 |
| 資産合計   | 100 | 負債・純資産合計 | 100 |